

## 道州制特別区域基本方針の一部変更について 新旧対照表

※下線部が改正部分。

改正案	現行
<p>1.・2. (略)</p> <p><b>3. 広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画及び当該計画の計画期間</b></p> <p>(1) 政府が講ずべき措置について</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ ①及び②以外の措置</p> <p>政府は、①及び②の措置のほか、以下のアからウまでの措置を講ずるものとする。なお、特定広域団体からの基本方針の変更提案について、本部において検討した結果、実現することができない場合であっても、提案の趣旨を実現するための別の手法を採り得ないか検討し、その結果に基づき、必要な措置を追加するよう努めるものとする。</p> <p><b>ア 連携・共同事業の推進</b></p> <p>2.(4)の連携・共同事業については、あらかじめ北海道と調整した工程表に従い、具体的な成果が上がるよう着実に推進していくものとする。</p> <p><b>イ 法令の特例措置以外の法令に関する措置</b></p> <p>法令の特例措置以外の法令に関する措置は、別表2に定めるものとする。法令に関する措置を追加する場合や、既存の措置の見直しを行う必要がある場合は、別表2の変更を行うものとする。</p> <p><b>ウ その他提案の趣旨を実現するための措置</b></p> <p><u>その他提案の趣旨を実現するための措置であって、①及び②並びにア及びイ以外の措置は、別表3に定めるものとする。当該措置を追加する場合や、既存の措置の見直しを行う必要がある場合は、別表3の変更を行うものとする。</u></p>	<p>1.・2. (略)</p> <p><b>3. 広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画及び当該計画の計画期間</b></p> <p>(1) 政府が講ずべき措置について</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ ①及び②以外の措置</p> <p>政府は、①及び②の措置のほか、以下のア及びイの措置を講ずるものとする。なお、特定広域団体からの基本方針の変更提案について、本部において検討した結果、実現することができない場合であっても、提案の趣旨を実現するための別の手法を採り得ないか検討し、その結果に基づき、必要な措置を追加するよう努めるものとする。</p> <p><b>ア 連携・共同事業の推進</b></p> <p>2.(4)の連携・共同事業については、あらかじめ北海道と調整した工程表に従い、具体的な成果が上がるよう着実に推進していくものとする。</p> <p><b>イ 法令の特例措置以外の法令に関する措置</b></p> <p>法令の特例措置以外の法令に関する措置は、別表2に定めるものとする。法令に関する措置を追加する場合や、既存の措置の見直しを行う必要がある場合は、別表2の変更を行うものとする。</p>

(2) 計画期間等について

(略)

関係省庁は、法令の特例措置及び法令の特例措置以外の法令に関する措置を定める法令並びに交付金の交付に関する措置に係る主務省令（告示を含む。）の案の作成並びにその他提案の趣旨を実現するための措置の実施に当たっては、別表1から別表3まで及び(1)②に即して作成・実施するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。さらに、基本方針に基づいて定める政省令（告示を含む。）は、別途、本部において定める時期までのできる限り早い時期に公布し、当該時期に施行するものとする。

4.・5. (略)

(2) 計画期間等について

(略)

関係省庁は、法令の特例措置及び法令の特例措置以外の法令に関する措置を定める法令並びに交付金の交付に関する措置に係る主務省令（告示を含む。）の案を作成するに当たっては、別表1及び別表2並びに(1)②に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。さらに、基本方針に基づいて定める政省令（告示を含む。）は、別途、本部において定める時期までのできる限り早い時期に公布し、当該時期に施行するものとする。

4.・5. (略)

番号	8
事務・事業の名称	学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 26 条第 1 項の規定による届出に関する事務で同項第 3 号に掲げる場合（特定広域団体である都道府県が設立する公立大学法人が設置する大学の医学に関する学部又は学部の学科の収容定員に係る変更の場合に限る。）に係るもの
法令の特例措置の内容	特定広域団体が学校教育法施行令第 26 条第 1 項の規定による文部科学大臣への学則の変更（特定広域団体である都道府県が設立する公立大学法人の設置する大学の医学に関する学部又は学部の学科の収容定員に係るものに限る。）の届出に関する事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、当該学則の変更については、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 5 条第 1 項に規定する届出の対象となる「学則の変更」から除外することとし、文部科学大臣への届出を不要とする。
関係省庁	文部科学省、厚生労働省

番号	8
事務・事業の名称	学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 26 条第 1 項第 3 号の規定による学則の変更の届出に関する事務
法令の特例措置の内容	特定広域団体が学校教育法施行令第 26 条第 1 項第 3 号の規定による文部科学大臣への学則の変更の届出（特定広域団体が設立する公立大学法人の設置する大学の医学部の収容定員に係るもの）の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、当該届出が不要となるよう、平成 20 年度中のできるだけ早期に法令を改正する。 政府は、北海道における地域医療の現状にかんがみ、札幌医科大学の定員増に係る同大学の意向を踏まえつつ、緊急医師確保対策の推進を図る。
関係省庁	文部科学省、厚生労働省

番号	9	番号	9
事務・事業の名称	<u>水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 14 条第 1 項及び第 4 項に規定する水道法（昭和 32 年法律第 177 号）の規定による認可等の処分その他の行為に関する事務で同条第 1 項に規定する特定水源水道事業（同法第 3 条第 12 項に規定する給水区域の全部が一の特定広域団体の区域に含まれるものに限る。）に係るもの</u>	事務・事業の名称	水道法（昭和 32 年法律第 177 号）の規定による水道事業及び水道用水供給事業の認可等に関する事務
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が水道法の規定による特定水源水道事業の認可等の処分その他の行為に関する事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日（当該公告の日が平成 21 年 4 月 1 日より前である場合には、平成 21 年 4 月 1 日）以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。（※）</p> <p>1 <u>水道法第 6 条第 1 項の規定による水道事業の認可</u></p> <p>2 <u>水道法第 7 条第 1 項（同法第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による 1 の認可に係る申請の受理</u></p> <p>3 <u>水道法第 7 条第 3 項（同法第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による 1 の認可に係る申請の記載事項の変更の届出の受理</u></p> <p>4 <u>水道法第 9 条第 1 項（同法第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による 1 の認可に係る地方公共団体以外の者に対する期限又は条件の附与</u></p> <p>5 <u>水道法第 10 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る変更の認可</u></p> <p>6 <u>水道法第 10 条第 3 項の規定による 1 の認可に係る軽微な変更の届出の受理</u></p>	法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が水道法の規定による水道事業及び水道用水供給事業の認可等の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日（当該公告の日が平成 21 年 4 月 1 日より前である場合には、平成 21 年 4 月 1 日）以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が当該事務を行うことができるよう、平成 20 年度中のできるだけ早期に法令を改正する。</p>
		関係省庁	厚生労働省

- |  |  |
|--|--|
| <p>7 <u>水道法第 11 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る水道事業の休止又は廃止の許可</u></p> <p>8 <u>水道法第 11 条第 2 項の規定による 1 の認可に係る水道事業の譲渡による廃止の届出の受理</u></p> <p>9 <u>水道法第 13 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る給水開始前の届出の受理</u></p> <p>10 <u>水道法第 14 条第 5 項の規定による 1 の認可に係る料金の変更の届出の受理</u></p> <p>11 <u>水道法第 14 条第 6 項及び第 7 項の規定による 1 の認可に係る供給条件の変更の認可</u></p> <p>12 <u>水道法第 24 条の 3 第 2 項の規定による水道の管理に関する技術上の業務を委託した旨又は委託に係る契約が失効した旨の届出の受理</u></p> <p>13 <u>水道法第 35 条第 1 項の規定による 1 の認可の取消し</u></p> <p>14 <u>水道法第 35 条第 2 項の規定による 1 の認可の取消しの処分の要求の受理</u></p> <p>15 <u>水道法第 35 条第 3 項の規定による 1 の認可の取消しに係る弁明の機会の付与</u></p> <p>16 <u>水道法第 36 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る施設の改善の指示</u></p> <p>17 <u>水道法第 36 条第 2 項の規定による 1 の認可に係る水道技術管理者の変更の勧告</u></p> <p>18 <u>水道法第 37 条の規定による 1 の認可に係る給水停止命令</u></p> <p>19 <u>水道法第 38 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る供給条件の変更の認可を申請すべき旨の命令</u></p> <p>20 <u>水道法第 38 条第 2 項の規定による 1 の認可に係る供給条件の変更</u></p> <p>21 <u>水道法第 39 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る報告の徴収及び立入検査</u></p> <p>22 <u>水道法第 41 条の規定による合理化の勧告</u></p> <p>23 <u>水道法第 42 条第 1 項の規定による地方公共団</u></p> |  |
|--|--|

	<p><u>体による買収の認可（特定広域団体が当事者である場合を除く。）</u></p> <p><u>24 水道法第 42 条第 3 項の規定による地方公共団体による買収に係る裁定（特定広域団体が当事者である場合を除く。）</u></p> <p><u>(※) 22 以外の事務にあつては、給水区域の一部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域を越える特定水源水道事業であつて給水人口が 5 万人を超えるものに関するもの、給水区域の全部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域に含まれる特定水源水道事業であつて給水人口が 250 万人を超えるものに関するもの、22 の事務にあつては、</u></p> <p><u>1) 給水人口の合計が 250 万人を超える 2 以上の水道事業者（特定水源水道事業を經營する者に限る。）間</u></p> <p><u>2) 給水人口が 250 万人を超える水道事業者（特定水源水道事業を經營する者に限る。）と水道用水供給事業者との間</u></p> <p><u>3) 水道事業者と 1 日最大給水量が 125 万 m<sup>3</sup> を超える水道用水供給事業者との間</u></p> <p><u>に関するもの（いずれも給水区域の全部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域に含まれる特定水源水道事業に関するものに限る。）及び給水区域の一部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域を越える特定水源水道事業（給水人口が 5 万人を超えるものに限る。）に関するものは、引き続き厚生労働大臣が当該事務を行う。</u></p>	
関係省庁	厚生労働省	

番号	10	(新設)
事務・事業の名称	<u>水道法施行令(昭和32年政令第336号)第14条第2項及び第4項に規定する水道法(昭和32年法律第177号)の規定による認可等の処分その他の行為に関する事務で同条第2項に規定する水道用水供給事業(同法第3条第12項に規定する給水区域の全部が一の特定広域団体の区域に含まれる同条第5項に規定する水道事業者に対してのみその用水を供給するものに限る。)に係るもの</u>	
法令の特例措置の内容	<p><u>特定広域団体が水道法の規定による水道用水供給事業の認可等の処分その他の行為に関する事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日(当該公告の日が平成21年4月1日より前である場合には、平成21年4月1日)以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。(※)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>1 水道法第26条の規定による水道用水供給事業の認可</u></li> <li><u>2 水道法第27条第1項(同法第30条第2項において準用する場合を含む。)の規定による1の認可に係る申請の受理</u></li> <li><u>3 水道法第27条第3項(同法第30条第2項において準用する場合を含む。)の規定による1の認可に係る申請の記載事項の変更の届出の受理</u></li> <li><u>4 水道法第29条第1項(同法第30条第2項において準用する場合を含む。)の規定による1の認可に係る地方公共団体以外の者に対する条件の付与</u></li> <li><u>5 水道法第30条第1項の規定による1の認可に係る変更の認可</u></li> <li><u>6 水道法第30条第3項の規定による1の認可に</u></li> </ol>	

	<p><u>係る軽微な変更の届出の受理</u></p> <p>7 <u>水道法第31条において準用する同法第11条第1項の規定による1の認可に係る水道用水供給事業の休止又は廃止の許可</u></p> <p>8 <u>水道法第31条において準用する同法第11条第2項の規定による1の認可に係る水道用水供給事業の譲渡による廃止の届出の受理</u></p> <p>9 <u>水道法第31条において準用する同法第13条第1項の規定による1の認可に係る給水開始前の届出の受理</u></p> <p>10 <u>水道法第31条において準用する同法第24条の3第2項の規定による水道の管理に関する技術上の業務を委託した旨又は委託に係る契約が失効した旨の届出の受理</u></p> <p>11 <u>水道法第35条第1項の規定による1の認可の取消し</u></p> <p>12 <u>水道法第35条第2項の規定による1の認可の取消しの処分の要求の受理</u></p> <p>13 <u>水道法第35条第3項の規定による1の認可の取消しに係る弁明の機会の付与</u></p> <p>14 <u>水道法第36条第1項の規定による1の認可に係る施設の改善の指示</u></p> <p>15 <u>水道法第36条第2項の規定による1の認可に係る水道技術管理者の変更の勧告</u></p> <p>16 <u>水道法第37条の規定による1の認可に係る給水停止命令</u></p> <p>17 <u>水道法第39条第1項の規定による1の認可に係る報告の徴収及び立入検査</u></p> <p>18 <u>水道法第41条の規定による合理化の勧告</u></p> <p>(※) 18 以外の事務にあつては、給水区域の一部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域を越える水道事業者によるその用水を供給する水道用水供給事業にあつては1日最大給水量が2万5</p>	
--	---	--



	<p>千<math>m^3</math>を超えるものに関するもの、給水区域の全部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域に含まれる水道事業者によるその用水を供給する水道用水供給事業にあっては1日最大給水量が125万<math>m^3</math>を超えるものに関するもの、18の事務にあっては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 1日最大給水量の合計が125万<math>m^3</math>を超える2以上の水道用水供給事業者間</li> <li>2) 給水人口が250万人を超える水道事業者(特定水源水道事業を営業者に限る。)と水道用水供給事業者との間</li> <li>3) 水道事業者と1日最大給水量が125万<math>m^3</math>を超える水道用水供給事業者との間</li> </ol> <p>に関するもの(いずれも給水区域の全部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域に含まれる水道事業者によるその用水を供給する水道用水供給事業に関するものに限る。)及び給水区域の一部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域を越える水道事業者によるその用水を供給する水道用水供給事業(1日最大給水量が2万5千<math>m^3</math>を超えるものに限る。)に関するものは、引き続き厚生労働大臣が当該事務を行う。</p>	
関係省庁	厚生労働省	

※別表2及び別表3は除く。

## 道州制特別区域基本方針の一部変更について【変更概要】

## 1 本文（別表3の追加）

現在の別表1「法令の特例措置」、別表2「法令の特例措置以外の法令に関する措置」に、新たに別表3「その他提案の趣旨を実現するための措置」を加える。

## 2 別表1（法令の特例措置の変更）

「法令を改正する」としていた学校教育法関係及び水道法関係の別表1について、法令改正を行ったことを踏まえて変更。

## 3 別表2（法令の特例措置以外の法令に関する措置の追加）

番号	措置の名称	措置の内容（概要）
4	廃棄物処理施設の技術上の基準に係る省令の改正等	技術上の基準を追加するため、平成21年度中を目途に省令を改正する。「廃棄物系バイオマス次世代利活用推進事業」を北海道内で実施する。
5	都道府県道の管理の特例に関する法令の改正	「地方分権改革推進要綱(第1次)」に基づき検討の上、法令を改正する等の所要の措置を講ずる。

## 4 別表3の追加（その他提案の趣旨を実現するための措置）

番号	措置の名称	措置の内容（概要）
1	地域森林計画及び市町村森林整備計画等に関する通知の発出	運用上の留意事項について、各都道府県あてに通知し、周知している。
2	都道府県森林審議会の所掌事務に関する通知の発出	所掌事務の範囲について、各都道府県あてに通知し、周知している。
3	出入国管理行政に関する意見交換会の実施	北海道と出入国管理行政についての定期的な意見交換会を実施する。
4	地縁による団体が地域的な共同活動のために保有する「不動産又は不動産に関する権利等」の範囲に関する通知の発出	対象範囲を明確化するため、平成21年度中のできるだけ早期に通知の一部を変更する。
5	条例による事務処理の特例に関する通知の発出	都道府県から市町村へ包括的に事務移譲する仕組みを設けることは可能である旨を、平成21年度中のできるだけ早期に通知する。
6	福祉有償運送に係る運送の区域に関する通達の改正等	予め設定された運送区域と関連する一定の場合に運送可能とするため、平成21年度中のできるだけ早期に通達の所要の改正等を行う。
7	「コミュニティハウス」事業の推進に関する通知の発出	「フレキシブル支援センター」(*)を推奨する通知を、平成21年度中のできるだけ早期に発出する。 <small>〔※平成21年2月の緊急雇用・経済対策実施本部会合において示された雇用対策事業例。「コミュニティハウス」は、この先行事例として紹介。〕</small>